

## 第4章 公平性の確保に関する検証

### 1. 検証の観点

公的年金制度間の公平性を確保することは、安定性の確保と並び、重要である。

今回の平成16年財政再計算に基づく財政検証においては、年金制度間の公平性の確保に関して、以下のような観点から検証する。

#### 《観点》

基本的には、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと

具体的には、同じ年金給付に対する保険料水準をみるために、各制度の給付を基礎年金拠出金分（1階部分）、厚生年金報酬比例相当部分（2階部分）、共済年金職域部分（3階部分）に分けて検証する。その際、制度設計の考え方が1階部分（＝定額給付・定額拠出）と2・3階部分（＝報酬比例）で異なることを踏まえ、保険料水準を検討することとする。

現在、共済年金に職域部分があることに関し、その在り方について様々な議論がなされているところであるが、以下では、被用者年金制度の共通の給付である1階部分及び2階部分に焦点を当てて、制度間の公平性を検証することとする。

また、制度的には、各々の給付について制度間で若干の差があり（図表4-1-1参照）、この差についても公平性の面から検討が必要であろう。しかしながら、これらの差は財政的にはほとんど影響しないものと考えられ（注：厚生年金女子の支給開始年齢上げスケジュールの遅れについては若干の影響がある。）、以下では給付はほぼ同じとみなして検証することとする。

なお、国共済及び地共済に特有のものとして追加費用があるが、これは、制度発足（国共済は昭和34年、地共済は昭和37年）前の恩給公務員期間等に係る給付の費用を、恩給制度等の制度主体であった国と地方公共団体等が負担しているものであるため（恩給公務員期間等だけしかない者については、恩給制度等から支払われる。）、以下の検証において考慮していない。

(図表 4-1-1) 被用者年金制度間の制度上の主な相違点

項 目		厚生年金	国共済、地共済	私学共済	
被保険者資格		70歳未満	上限なし	70歳で退職とみなす	
老齢年金	職域部分	なし	組合員期間20年以上 組合員期間1年以上20年未満	厚生年金報酬比例相当部分の5～20% 厚生年金報酬比例相当部分の2.5～10%	
	支給開始年齢の引上げ (60歳台前半分)	女子は男子の5年遅れのスケジュール	女子は男子と同じスケジュール		
	在職支給停止	同一制度内	65歳未満は低在老方式 65歳以降は高在老方式	低在老方式、職域部分は 支給停止	65歳未満は低在老方式 65歳以降は高在老方式
		制度間	支給停止なし	高在老方式	高在老方式
	支給要件の特例	中高齢特例あり	特例なし		
障害年金	支給要件	保険料納付済期間と 保険料免除期間の 合計が3分の2以上	保険料納付要件なし		
	職域部分	なし	老齢年金に同じ		
	在職支給停止	同一制度内	支給停止なし	低在老方式、 職域部分は支給停止	65歳未満は低在老方式 65歳以降は高在老方式
		制度間	支給停止なし	高在老方式	高在老方式
	労災との調整	障害年金は満額、 労災(財源は事業主の 保険料)を減額して調整	公務上障害の時の職域部分(財源は事業主としての 国・地方公共団体等の保険料)を減額		
遺族年金	支給要件	保険料納付済期間と 保険料免除期間の 合計が3分の2以上	保険料納付要件なし		
	遺族の範囲	夫、父母、祖父母は 55歳以上 (支給開始は60歳)	夫、父母、祖父母は年齢制限なし (支給開始は60歳)		
		障害の状態にある子、孫は、 20歳で失権	1・2級の障害の状態にある子、孫は支給継続		
	転給	なし	あり		
	職域部分	なし	老齢年金に同じ		
	中高齢寡婦加算	夫死亡時35歳以上の妻 に40歳から支給	夫死亡時の年齢に関係なく40歳から支給		
	労災との調整	障害年金に同じ	障害年金に同じ		
その他	負担		追加費用あり (制度発足前の恩給公務員期 間等に係る給付の費用を、恩 給制度等の制度主体としての 国・地方公共団体等が負担)		

## 2. 年金制度間の公平性

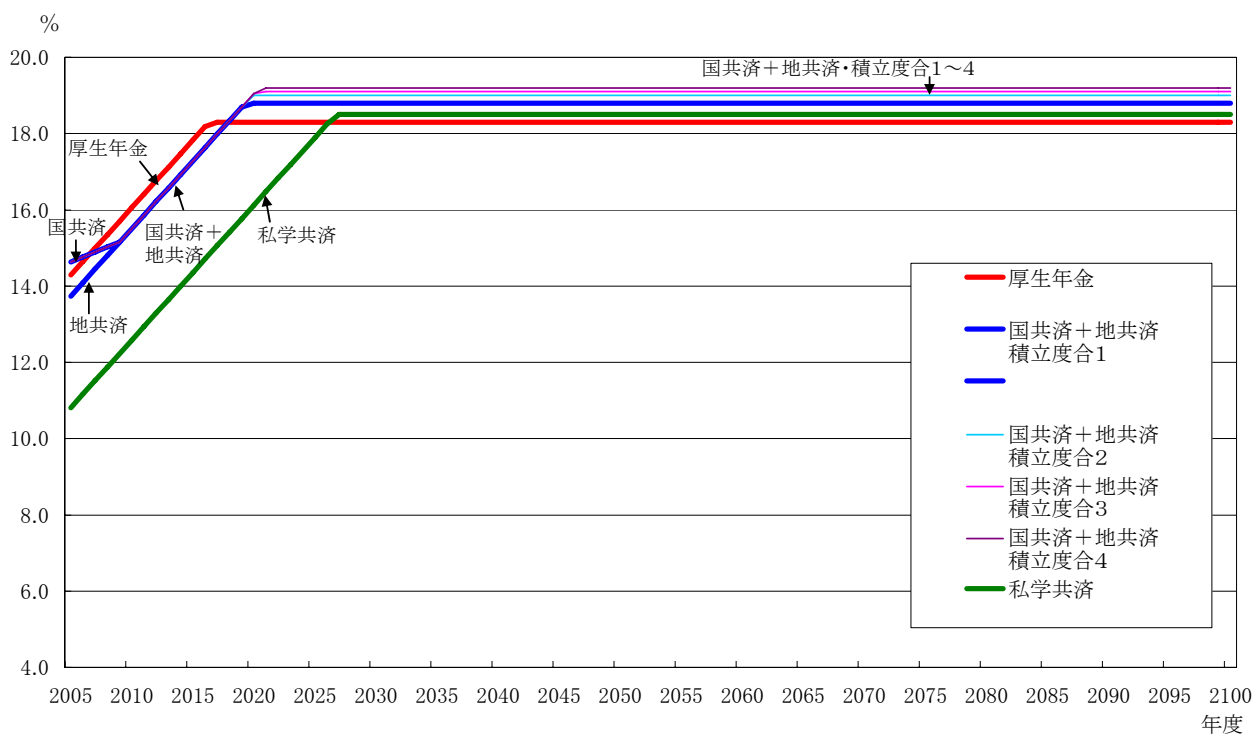
### ①各制度の保険料率

平成 16 年財政再計算に基づく保険料率の動きを再度みておくと（図表 4-2-1）、厚生年金の保険料率は、2005 年度(9 月)に 14.288%であるものを、毎年 0.354%ずつ引き上げ、2017 年度(9 月)以降は 18.3%とすることが法定されている。

国共済及び地共済は、2005 年度(9 月)に国共済 14.638%、地共済 13.738%であるものを、国共済が毎年 0.129%ずつ、地共済が毎年 0.354%ずつ引き上げることで 2009 年度(9 月)に両者が同じ保険料率になるようにそろえ、その後は両者とも毎年 0.354%ずつ引き上げていく。最終保険料率は、18.8%（積立度合 1）～19.2%（積立度合 4）になるものと見込まれており、厚生年金より 0.5%～0.9%ほど高い水準となっている。

私学共済は、2005 年度に 10.814%であるものを毎年度 0.354%ずつ引き上げ、2027 年度以降 18.5%となる見込みであり、保険料率の引上げ途上では厚生年金や国共済＋地共済に比べ低い状態で推移するものの、最終的には厚生年金と国共済＋地共済の間の水準となっている。

（図表 4-2-1）各制度の保険料率



このように、最終保険料率をみると厚生年金に比べ共済年金が若干高い水準となっているが、共済年金の給付には職域部分があり、各制度の保険料率はこの職域部分も含めた全体としての財政均衡が図られるように設定されているため、このままの形で単純に比較しても公平性を検証することはできない。

そこで、今回、制度間の公平性の確保について検証するに際しては、給付を1階部分、2階部分、3階部分の三つに分け、被用者年金の共通の給付である1階部分及び2階部分について、保険料水準を検証することとする。

注： 新法（昭和61年4月以降）の共済年金では、報酬比例部分について、厚生年金相当部分に職域部分の年金が加算（※）されることになっており、当該職域加算部分が3階部分である。

一方、旧法の共済年金については、算定方式が厚生年金と異なっており、全体として算定される年金額の中に職域部分に相当すると考えられる分も含まれていた。このため、旧法分に係る職域部分のとらえ方は難しく、ここでは、各制度から提出された職域部分の推計値（一定の前提のもとで粗く推計したもの）に基づき検証する。

なお、2階・3階部分は、あくまで給付の高さを厚生年金相当部分にそろえて振り分けたものであり、例えば女子の支給開始年齢の引上げが厚生年金のみ遅いこと等の制度上の違いまで調整したものではないことに留意する必要がある。

※ 新法共済年金の職域部分の給付乗率は、組合員期間と生年月日に応じて、次のように定められている。

- ・組合員期間が20年以上の者については、厚生年金報酬比例相当部分の5～20%
- ・組合員期間が1年以上20年未満の者については、厚生年金報酬比例相当部分の2.5～10%

## ②保険料率の振り分け

各制度の平成 16 年財政再計算における保険料率は、保険料収入のほか、積立金から得られる財源や国庫・公経済負担等も合わせた収入で、財政均衡期間（2100 年度まで）の将来にわたるすべての支出が賄えるよう、一体として設定されているものであり、1 階・2 階・3 階部分それぞれに必要な料率を個別に算定し積み上げたものではない。したがって、本来的には保険料率を分けることはできないが、ここでは、制度間の公平性を検証するために、あえて一定の前提を置いた上で、保険料率を 1 階・2 階・3 階部分に振り分けることを考える。

保険料率の振り分け方法については、その前提とする考え方により幾つかの方法が考えられるが、ここでは、以下に示す方式により、平成 16 年財政再計算に基づく保険料率を、1 階・2 階・3 階部分の保険料率相当分に機械的に振り分け、公平性の検証を行うこととする。

- ・ 1 階部分（基礎年金拠出金分）は賦課方式で賄うものとして、基礎年金拠出金相当保険料率分を 1 階部分の保険料率相当分として先取りする。
- ・ 2 階部分及び 3 階部分の保険料率相当分は、保険料率から基礎年金拠出金相当保険料率を控除した残りの料率を、当該年度の 2 階部分と 3 階部分の給付費（追加費用分を除く）で按分することにより、機械的に算出する。

全制度共通の 1 階部分である基礎年金は賦課方式で運営されていることから、各制度が毎年度拠出する基礎年金拠出金（1 階部分）に要する費用も、その年度の保険料から支出するものと仮定している。また、2 階部分と 3 階部分は、残りの保険料を当該年度の給付費に応じて分け合うこととしており、結果的に、積立金から得られる財源は 2 階部分と 3 階部分の給付費に応じて活用されることになる。なお、この方式は、旧年金数理部会における前回の平成 11 年財政再計算に基づく財政検証の際にも採用された方式である。

平成 16 年財政再計算に基づく保険料率を 1 階・2 階・3 階部分に振り分けた結果は、図表 4-2-2 のとおりである。各制度の保険料率は、例えば 2100 年度では、厚生年金が 1 階部分 5.7%、2 階部分 12.6%、国共済+地共済が 1 階部分 4.0%、2 階部分 12.5~12.8%、3 階部分 2.3~2.4%、私学共済が 1 階部分 4.1%、2 階部分 12.4%、3 階部分 2.0%に振り分けられている。

(図表 4-2-2) 公的年金各制度の保険料率の振り分け (機械的な粗い試算)

## ○2005年度

		保険料率	1階部分の 保険料率相当分	2階部分の 保険料率相当分	3階部分の 保険料率相当分	《参考》 職域部分を除く 保険料率相当分
		①	②	③	④	⑤=②+③
厚生年金		14.288 %	5.0 %	9.3 %	- %	14.3 %
国共済・地共済	国共済	14.638	3.4	10.2	1.1	13.5
	地共済	13.738	3.4	9.4	1.0	12.7
私学共済		10.814	3.5	6.4	0.9	9.9

## ○2050年度

		保険料率	1階部分の 保険料率相当分	2階部分の 保険料率相当分	3階部分の 保険料率相当分	《参考》 職域部分を除く 保険料率相当分
		①	②	③	④	⑤=②+③
厚生年金		18.3 %	6.1 %	12.2 %	- %	18.3 %
国共済・地共済	積立度合1	18.8	4.2	12.3	2.3	16.5
	積立度合2	19.0	4.2	12.5	2.3	16.7
	積立度合3	19.1	4.2	12.6	2.4	16.7
	積立度合4	19.2	4.2	12.7	2.4	16.8
私学共済		18.5	4.3	12.2	2.0	16.5

## ○2100年度

		保険料率	1階部分の 保険料率相当分	2階部分の 保険料率相当分	3階部分の 保険料率相当分	《参考》 職域部分を除く 保険料率相当分
		①	②	③	④	⑤=②+③
厚生年金		18.3 %	5.7 %	12.6 %	- %	18.3 %
国共済・地共済	積立度合1	18.8	4.0	12.5	2.3	16.5
	積立度合2	19.0	4.0	12.6	2.4	16.6
	積立度合3	19.1	4.0	12.7	2.4	16.7
	積立度合4	19.2	4.0	12.8	2.4	16.8
私学共済		18.5	4.1	12.4	2.0	16.5

注1: 各制度所管省より社会保障審議会年金数理部会に報告された資料に基づき作成したものである。

注2: 国共済、地共済の平成16年財政再計算は、国共済及び地共済の財政単位の一元化を前提として行われ、積立度合1～4の4通りの財政見通しが示されている。

注3: 1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。

### ③ 2 階部分の給付に係る保険料水準

#### ア. 2 階部分の保険料率相当分

被用者年金の中心的な部分である 2 階部分の給付について、その保険料水準をみる。

2 階部分は「報酬比例」の考え方で設計されていることから、2 階部分の給付に関する保険料水準は料率で評価することとし、2 階部分の保険料率相当分をみていく。

2 階部分の保険料率相当分を制度間で比較すると（図表 4-2-3、4-2-4）、2005 年度には、厚生年金 9.3%、国共済 10.2%、地共済 9.4%、私学共済 6.4%と、国共済が若干高く、私学共済が低くなっている。また、2020 年代頃までにかけて、2 階部分の保険料率相当分に制度間で違いが見られる。

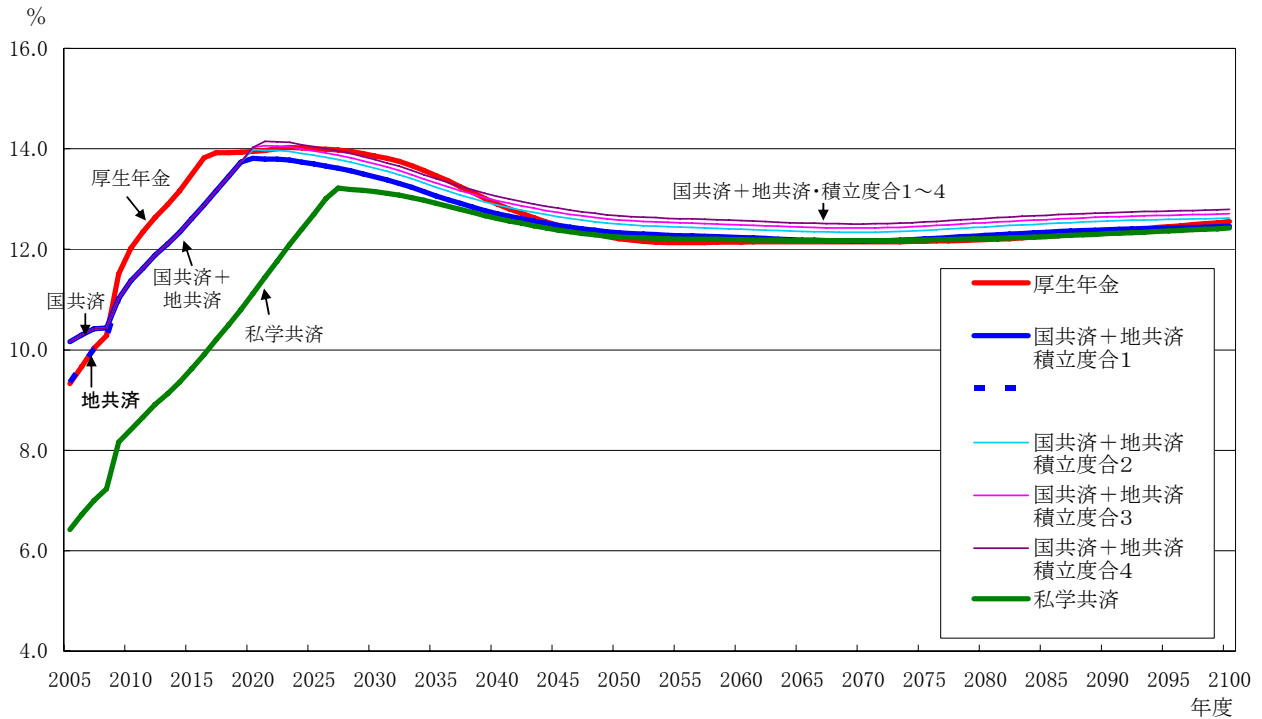
この短期的にみた場合の料率の違いは、2 階部分の保険料率相当分を全体の保険料率から振り分けて算出しているため、まだ引上げ途上にある保険料率自体の差が反映されたものである。また、元々の保険料率の違いは、制度により現時点での成熟の程度が異なること（特に私学共済は、現時点での成熟の程度が低く、今後急速に成熟化していく見込みである。）や、これまで制度が分立している中で、各制度が当該制度における財政収支の均衡を図るよう独自に財政計画を立てて運営してきた経緯などから、結果として生じてきているものである。

全制度が最終保険料率に到達した後の 2050 年度になると、2 階部分の保険料率相当分は、厚生年金が 12.2%、国共済+地共済が 12.3%（積立度合 1）～12.7%（積立度合 4）、私学共済が 12.2%と、各制度ともほぼ同じ率となり、その後も、制度間でほとんど差がない状態が続いていく。

推計最終年度である 2100 年度における各制度の 2 階部分の保険料率相当分についても、厚生年金 12.6%、国共済+地共済 12.5%（積立度合 1）～12.8%（積立度合 4）、私学共済 12.4%となり、ほぼ同程度の水準となっている。

以上のように、2 階部分の保険料率相当分は、短期的には違いがみられるが、今後その違いは解消されていく見込みであり、長期的には各制度とも同程度の水準となっている。

(図表 4-2-3) 2階部分の保険料率相当分の見通し (機械的な粗い試算)



(図表 4-2-4) 2階部分の保険料率相当分の見通し (機械的な粗い試算)

年度 (西暦)	厚生年金	国共済+地共済								私学共済
		積立度合1		積立度合2		積立度合3		積立度合4		
		国共済	地共済	国共済	地共済	国共済	地共済	国共済	地共済	
	%		%		%		%		%	
2005	9.3	10.2	9.4	10.2	9.4	10.2	9.4	10.2	9.4	6.4
2010	12.0	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	8.4
2015	13.5	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	9.6
2020	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	11.1
2025	14.0	13.7	13.9	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	12.7
2030	13.9	13.4	13.6	13.7	13.7	13.7	13.7	13.8	13.8	13.1
2035	13.5	13.1	13.2	13.3	13.3	13.3	13.3	13.4	13.4	12.9
2040	12.9	12.7	12.9	13.0	13.0	13.0	13.0	13.1	13.1	12.6
2045	12.5	12.5	12.6	12.7	12.7	12.7	12.7	12.8	12.8	12.4
2050	12.2	12.3	12.5	12.6	12.6	12.6	12.6	12.7	12.7	12.2
2055	12.1	12.3	12.4	12.5	12.5	12.5	12.5	12.6	12.6	12.2
2060	12.1	12.2	12.4	12.5	12.5	12.5	12.5	12.6	12.6	12.2
2065	12.2	12.2	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.5	12.5	12.2
2070	12.1	12.2	12.3	12.4	12.4	12.4	12.4	12.5	12.5	12.2
2075	12.2	12.2	12.4	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.2
2080	12.2	12.3	12.4	12.5	12.5	12.5	12.5	12.6	12.6	12.2
2085	12.3	12.3	12.5	12.6	12.6	12.6	12.6	12.7	12.7	12.3
2090	12.4	12.4	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.7	12.7	12.3
2095	12.5	12.4	12.6	12.7	12.7	12.7	12.7	12.8	12.8	12.4
2100	12.6	12.5	12.6	12.7	12.7	12.7	12.7	12.8	12.8	12.4

注1: 各制度所管省より社会保障審議会年金数理部会に報告された資料に基づき作成したものである。

注2: 国共済、地共済の平成16年財政再計算は、国共済及び地共済の財政単位の一元化を前提として行われ、積立度合1~4の4通りの財政見通しが示されている。

注3: 1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。



## イ. 2階部分の独自給付費用率

ここで、2階部分のコストがどのくらいかをみるために、2階部分の独自給付費用率をみておく（図表 4-2-5）。2階部分の独自給付費用率は、独自給付費用率のうち2階部分に係る分を算出したもので、2階部分の給付に対する賦課保険料率に相当する。

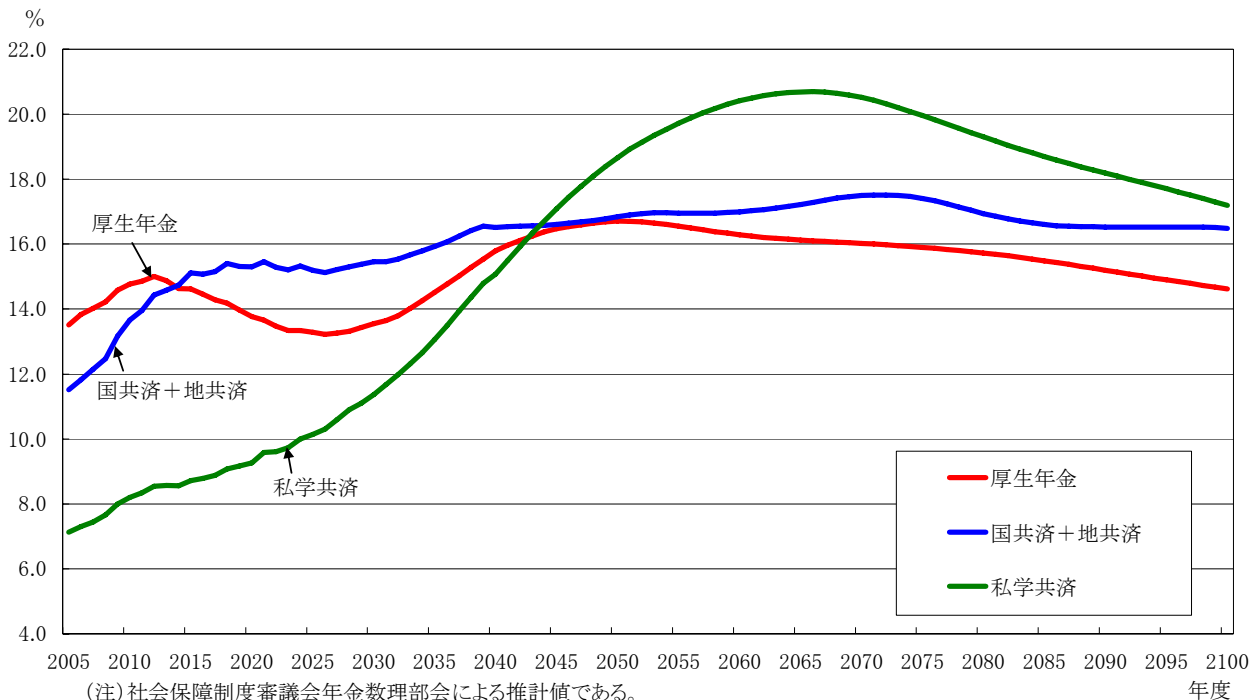
2階部分の独自給付費用率をみると、厚生年金は、2005年度には他制度と比べ高い水準であるが、支給開始年齢引上げやマクロ経済スライドによる給付水準調整などで2025年度頃まで一度低下傾向を示し、その後増加して、2050年度頃以降は安定して推移する。

国共済+地共済は、2005年度には厚生年金より低い水準であるが、2015年度頃厚生年金の水準を追い越し、その後は一貫して厚生年金より高い水準で推移している。

私学共済は、2005年度には他制度の約半分程度の水準であり、現在の成熟度の低さを反映して著しく低い状況にあるが、その後急速に上昇し、2040年代前半に他制度の水準を超える。その後も上昇スピードは衰えず2065年度頃にピークとなり、最終的には国共済+地共済より若干高い水準となる見込みである。

このように、将来的には厚生年金より共済年金の方が2階部分に係る賦課保険料率が高くなっている。

（図表 4-2-5） 2階部分の独自給付費用率の見通し（機械的な粗い試算）



#### ウ. 2階部分の独自給付費用率と2階部分の保険料率相当分の関係

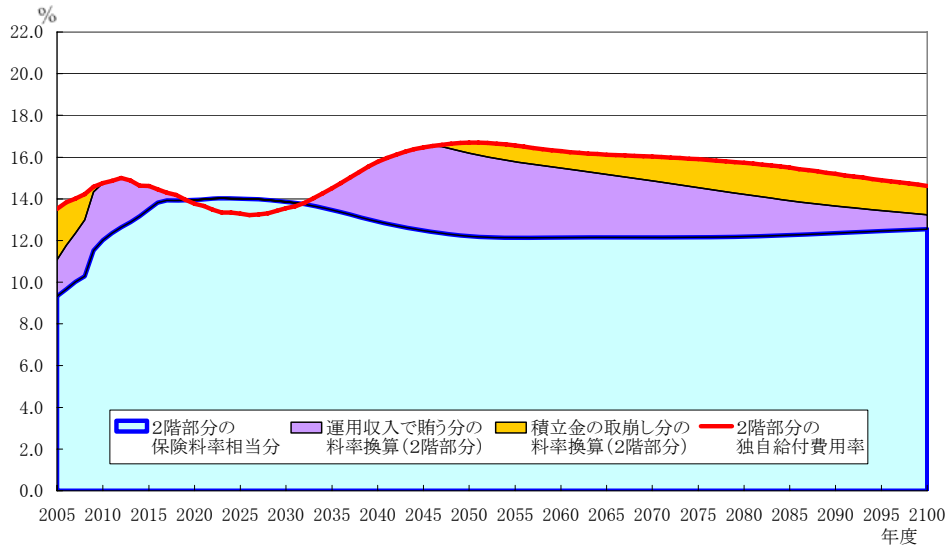
図表 4-2-6 は、各制度の2階部分の独自給付費用率と2階部分の保険料率相当分を比較したものである。2階部分の独自給付費用率と2階部分の保険料率相当分の差の部分が、積立金の取崩し分や運用収入で賄われている構図になっている。

ここで、図中に示した2階部分に係る積立金の取崩し分の料率換算等については、制度全体としての積立金の効果分を、毎年度の2階部分と3階部分の給付費で按分することにより算出したものである。

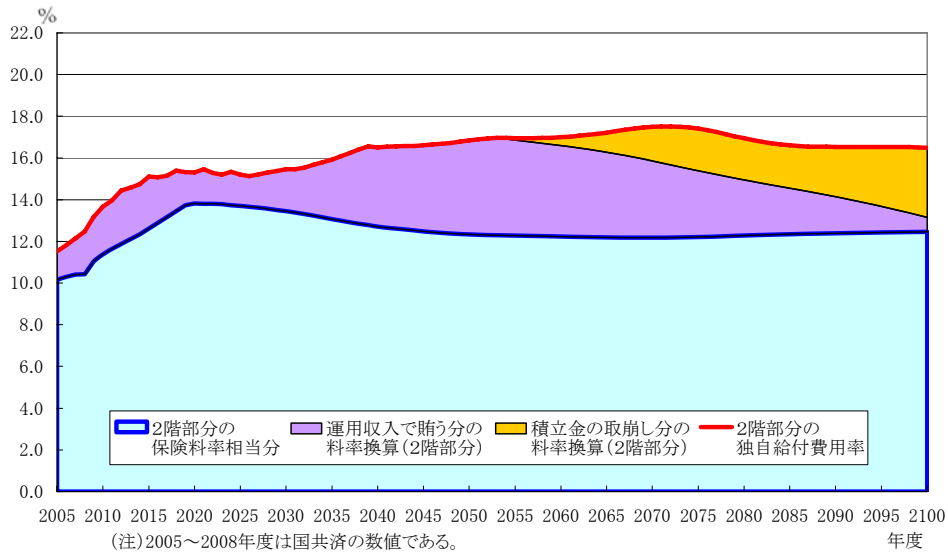
共済年金は、将来的には厚生年金より2階部分の独自給付費用率が高くなることが見込まれるが、積立水準が高いため、積立金の運用収入や取崩しにより、2階部分の保険料率相当分を厚生年金と同程度の水準に抑えることができていることがわかる。

(図表 4-2-6) 2階部分の独自給付費用率と保険料率相当分の関係 (機械的な粗い試算)

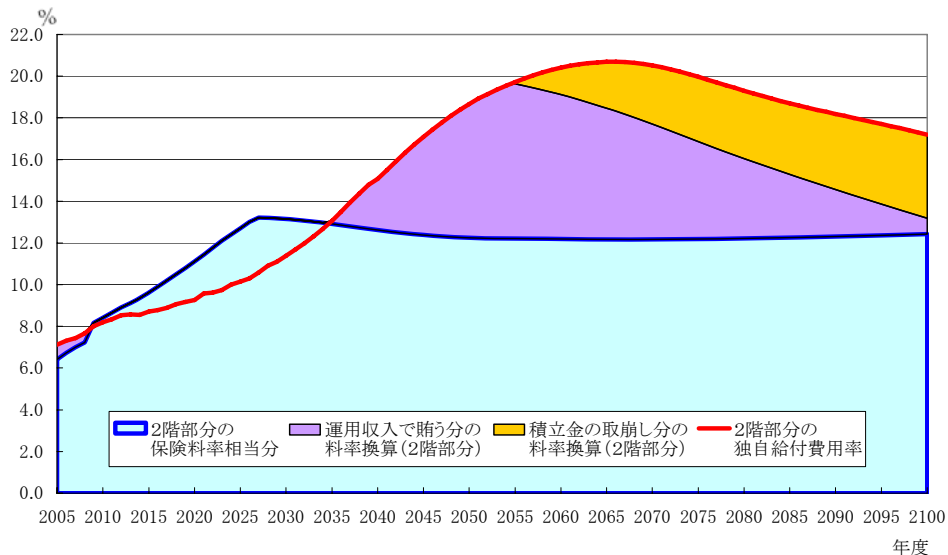
《厚生年金》



《国共済+地共済・積立度合1》



《私学共済》



#### ④ 1 階部分の給付に係る保険料水準

次に、1 階部分の保険料水準について考察する。

1 階部分の保険料率相当分は、基礎年金拠出金に相当する保険料率そのものである。基礎年金拠出金に相当する保険料率は、厚生年金と比べ共済年金で低くなっているが、これは、前述（第3章②参照）のように、「定額給付・定額拠出」という考え方の下で各制度が頭割りで拠出している定額の拠出分を、「報酬比例」という異なる考え方の尺度である料率に換算してきているためであり、報酬の平均が高い共済年金では報酬に対する比率としては低く算出されているものである。

なお、基礎年金拠出金は、当該制度の拠出金算定対象者数に全制度共通の基礎年金拠出金単価を乗じて算定されるものであり、「定額給付・定額拠出」という基礎年金制度の制度設計の考え方の下で、各制度が公平に費用を拠出する仕組みになっている。

#### ⑤年金制度間の公平性

##### ア. 職域部分を除く給付に係る保険料水準

被用者年金制度間の公平性は、1 階部分と 2 階部分の給付がほぼ同じであることから、職域部分を除く給付に係る保険料率相当分（以下、「職域部分を除く保険料率相当分」という。）で評価するのが適当である。

この職域部分を除く保険料率相当分は、1 階部分と 2 階部分の保険料率相当分を合算したものであり、図表 4-2-2 に示すとおりである。これは、平成 16 年財政再計算の保険料率を、1 階部分、2 階部分及び 3 階部分に振り分けた場合の各々の保険料率相当分（機械的な粗い推計値）から算出されたものである。

職域部分を除く保険料率相当分は、2005 年度には、厚生年金が 14.3%、国共済が 13.5%、地共済が 12.7%、私学共済が 9.9%となっている。また、2100 年度では、厚生年金が 18.3%であるのに対し、共済年金については、国共済+地共済 16.5%~16.8%、私学共済 16.5%となっている。

## イ. 年金制度間の公平性

上記のように、職域部分を除く保険料率相当分は、被用者年金制度間で差がみられる。この差を解消するためには、平成 13 年 3 月 16 日の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」にあるように、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図っていくことが必要となる。

ただし、職域部分を除く保険料率相当分の現在の差は、制度が分立している中で、これまでの被保険者数の伸びの違いなどにより生じた各制度の成熟の程度の違いや、各制度が独自の財政計画に基づき運営してきたこと等によって生じていることに、十分な注意を払う必要がある。

長期的には、職域部分を除く保険料率相当分の差は、共済年金間ではほとんどなくなるが、厚生年金と共済年金の間では残る見通しである。この差は、1 階部分の保険料率相当分の差によって生じているものであり、2 階部分の保険料率相当分についての差はほとんどなくなる。1 階部分の保険料率相当分の差は、基礎年金拠出金を各制度が頭割りで拠出する一方で、この定額の拠出額を各制度により異なる標準報酬総額で保険料率に換算するために生じている。

以上のような制度間の職域部分を除く保険料率相当分の差は、被用者年金制度の財政単位の一元化を図るなどの方法を採用しない限り、完全になくすことは困難である。

(参考 4-1) 保険料率の振り分け (機械的な粗い試算)

《厚生年金》

年度 (西暦)	保険料率 ①	1階部分の 保険料率相当分 ② (基礎年金拠出金 相当保険料率)	2階部分の 保険料率相当分 ③ ③=(①-②)÷⑥	3階部分の 保険料率相当分 ④ ①-②-③	職域部分を除く 保険料率相当分 ⑤ ⑤=②+③	職域部分 の比率 ⑥ (2F+3F)/2F
2005	14.288	5.0	9.3	—	14.3	1.00
2010	16.058	4.0	12.0	—	16.1	1.00
2015	17.828	4.3	13.5	—	17.8	1.00
2020	18.3	4.4	13.9	—	18.3	1.00
2025	18.3	4.3	14.0	—	18.3	1.00
2030	18.3	4.4	13.9	—	18.3	1.00
2035	18.3	4.8	13.5	—	18.3	1.00
2040	18.3	5.4	12.9	—	18.3	1.00
2045	18.3	5.8	12.5	—	18.3	1.00
2050	18.3	6.1	12.2	—	18.3	1.00
2055	18.3	6.2	12.1	—	18.3	1.00
2060	18.3	6.2	12.1	—	18.3	1.00
2065	18.3	6.1	12.2	—	18.3	1.00
2070	18.3	6.2	12.1	—	18.3	1.00
2075	18.3	6.1	12.2	—	18.3	1.00
2080	18.3	6.1	12.2	—	18.3	1.00
2085	18.3	6.0	12.3	—	18.3	1.00
2090	18.3	5.9	12.4	—	18.3	1.00
2095	18.3	5.8	12.5	—	18.3	1.00
2100	18.3	5.7	12.6	—	18.3	1.00

注1: 各制度所管省より社会保障審議会年金数理部に報告された資料に基づき作成したものである。

注2: 1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。

(参考 4-2) 保険料率の振り分け (機械的な粗い試算)

《国共済+地共済・積立度合1》

年度 (西暦)	保険料率 ①	1階部分の 保険料率相当分 ② (基礎年金拠出金 相当保険料率)	2階部分の 保険料率相当分 ③ ③=(①-②)÷⑥	3階部分の 保険料率相当分 ④ ①-②-③	職域部分を除く 保険料率相当分 ⑤ ⑤=②+③	職域部分 の比率 ⑥ (2F+3F)/2F
2005	14.638	3.4	10.2	1.1	13.5	1.11
	13.738		9.4	1.0	12.7	
2010	15.508	2.7	11.4	1.4	14.1	1.12
2015	17.278	2.9	12.6	1.7	15.5	1.14
2020	18.8	3.0	13.8	2.0	16.8	1.15
2025	18.8	3.0	13.7	2.1	16.7	1.16
2030	18.8	3.1	13.4	2.2	16.6	1.17
2035	18.8	3.4	13.1	2.3	16.5	1.18
2040	18.8	3.8	12.7	2.3	16.5	1.18
2045	18.8	4.0	12.5	2.3	16.5	1.19
2050	18.8	4.2	12.3	2.3	16.5	1.19
2055	18.8	4.2	12.3	2.3	16.5	1.19
2060	18.8	4.3	12.2	2.3	16.5	1.19
2065	18.8	4.3	12.2	2.3	16.5	1.19
2070	18.8	4.3	12.2	2.3	16.5	1.19
2075	18.8	4.3	12.2	2.3	16.5	1.19
2080	18.8	4.2	12.3	2.3	16.5	1.19
2085	18.8	4.1	12.3	2.3	16.5	1.19
2090	18.8	4.1	12.4	2.3	16.5	1.19
2095	18.8	4.0	12.4	2.3	16.5	1.19
2100	18.8	4.0	12.5	2.3	16.5	1.19

注1: 各制度所管省より社会保障審議会年金数理部に報告された資料に基づき作成したものである。

注2: 国共済、地共済の平成16年財政再計算は、国共済及び地共済の財政単位の一元化を前提として行われ、積立度合1~4の4通りの財政見通しが示されている。

注3: 1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。

注4: 2005年度の上段は国共済、下段は地共済の数値である。

(参考 4-3) 保険料率の振り分け (機械的な粗い試算)

《私学共済》

年度 (西暦)	保険料率 ①	1階部分の 保険料率相当分 ② (基礎年金拠出金 相当保険料率)	2階部分の 保険料率相当分 ③ ③ = (① - ②) ÷ ⑥	3階部分の 保険料率相当分 ④ ① - ② - ③	職域部分を除く 保険料率相当分 ⑤ ⑤ = ② + ③	職域部分 の比率 ⑥ (2F+3F)/2F
2005	10.814	3.5	6.4	0.9	9.9	1.15
2010	12.584	2.9	8.4	1.3	11.3	1.16
2015	14.354	3.0	9.6	1.7	12.7	1.17
2020	16.124	3.0	11.1	2.0	14.1	1.18
2025	17.894	3.0	12.7	2.2	15.7	1.18
2030	18.5	3.1	13.1	2.3	16.2	1.17
2035	18.5	3.4	12.9	2.2	16.3	1.17
2040	18.5	3.8	12.6	2.1	16.4	1.17
2045	18.5	4.1	12.4	2.0	16.5	1.16
2050	18.5	4.3	12.2	2.0	16.5	1.16
2055	18.5	4.3	12.2	2.0	16.5	1.16
2060	18.5	4.4	12.2	2.0	16.5	1.16
2065	18.5	4.4	12.2	1.9	16.6	1.16
2070	18.5	4.4	12.2	1.9	16.6	1.16
2075	18.5	4.4	12.2	1.9	16.6	1.16
2080	18.5	4.4	12.2	1.9	16.6	1.16
2085	18.5	4.3	12.3	1.9	16.6	1.16
2090	18.5	4.2	12.3	1.9	16.6	1.16
2095	18.5	4.2	12.4	1.9	16.6	1.16
2100	18.5	4.1	12.4	2.0	16.5	1.16

注1: 各制度所管省より社会保障審議会年金数理部に報告された資料に基づき作成したものである。

注2: 1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。